

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた 新製品・新サービスの開発に必要な 設備投資等を支援します!

> 補助上限額 最大4,000万円

製品・サービス高付加価値化枠 製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・ 最新複合加工機を導入し、これまではできなかっ た精密加工が可能になり、より付加価値の高い新 製品を開発 補助率 1/2~2/3

グローバル枠 海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・ 海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新 製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展







事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業 | 3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく<u>一般事業主行動計画を公表</u>等(従業員21名以上の場合のみ)
- の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
- ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3~5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、<mark>事業成果を確認します。</mark> ※基本要件等が未達の場合、<mark>補助金返還義務</mark>があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発によ る高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円~2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	< 共通>機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、 クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 < グローバル枠のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100~1,000万円上乗せします。

※大幅な賃上げ:(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準 ※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例 事業者については適用不可。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者:指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している 従業員が全従業員数の30%以上いる事業者 ※常時使用する従業員がいない場合、小規模企業・小規模事業者、再生事業者については適用不可。

事業の流れ

公募開始~採択

交付決定~補助事業実施

終了後~

公募開始 公募締切 交付候補 決定 ,交付申請 交付決定 補助事業 開始

実績報告 確定検査 補助金額 確定 事業化 状況報告

お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

^{受付時間} 10:00~17:00(土日祝および12/29-1/3を除く)

電話 050-3821-7013

_{メール} 公募要領について : kakunin@monohojo.info <u>電子申請システムについて:mono</u>dukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp 本補助金の詳細は 事務局HPをご覧ください

nttps://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.htm



ものづくり補助金